るのは「個人型記録関連運営管理機関」と、第二十一条の二（見出しを含む。）中「企業型年金加入者等」とあるのは「個人型年金加入者等」と、「企業型年金運用指図者」とあるのは「個人型年金運用指図者」と、「事業主掛金及び企業型年金加入者掛金」とあるのは「個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金」と、「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と、第二十二条中「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と、第二十二条の二中「企業型記録関連運営管理機関等に」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関に」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「企業型記録関連運営管理機関等が」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関が」と、「企業型記録関連運営管理機関等は」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関は」と、「企業型記録関連運営管理機関等以外」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関以外」と、第二十二条の三中「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、「（企業型年金」とあるのは「（個人型年金」と、「であった者」とあるのは「又は個人型年金加入者であった者」と読み替えるものとする。

2・3　（略）

（企業型年金加入者に関する情報の提供）

第六十一条の二　事業主は、個人型年金規約の定めるところにより、毎月末日における次に掲げる企業型年金加入者に関する情報を当該月の翌月末日から起算して二営業日以内に、企業年金連合会を経由して連合会に通知しなければならない。

一　基礎年金番号、性別及び生年月日

二　実施事業所の名称

三　事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の拠出の状況

四　令第十一条第一号に規定する他制度加入者への該当の有無

五　令第三十四条の二に規定する企業型年金加入者への該当の有無

六　前各号に掲げるもののほか、個人型年金加入者掛金の額が法第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることを確認するために必要な情報

2　事業主は、法第七条第一項の規定により記録関連業務を委託している場合には、前項の規定による通知を委託を受けた企業型記録関連運営管理機関、企業年金連合会の順に経由して行うものとする。

3　第一項の規定による通知は、電磁的方法により行うものとする。

（資料の提供）

第六十八条　法第百十一条の厚生労働省令で定める資料は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　令第三十四条の三各号に掲げる給付に関する資料

四　（略）

（権限の委任）

第七十一条　法第百十四条第三項及び令第五十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第七号、第十号及び第十一号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一　（略）

（削る）

二～十二　（略）

2・3　（略）

（新設）

（資料の提供）

第六十八条　法第百十一条の厚生労働省令で定める資料は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　令第三十四条の二各号に掲げる給付に関する資料

四　（略）

（権限の委任）

第七十一条　法第百十四条第三項及び令第五十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第八号、第十一号及び第十二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一　（略）

二　法第四条第五項に規定する権限

三～十三　（略）